



令和2年3月25日 立川市広報課

送付文書 計1枚

報道機関 各位

## 令和2年4月入所にかかる育児休業取得者の復職日・ 就労開始予定者の就労開始日の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により職場復帰や就労開始が難しい等の社会情勢を鑑み、職場復帰期限等について以下の通りとします。

### ◆ポイント

- ・ 育児休業取得者の復職期限を5月1日から6月1日へ延長
- ・ 就労開始予定者の就労開始期限を4月30日から5月31日へ延長
- ・ いずれも、会社等による復職自粛指示や、会社都合による内定取消等が分かるものが必要
- ・ 保護者の都合による場合は、延長の対象になりません

※市からの家庭保育への協力要請によっては変更される場合があります

---

### 【問い合わせ】

立川市 子ども家庭部 保育課長 三輪 秀子

TEL 042-523-2111 内線1115